**令和６年度　串小学校いじめ防止基本方針**

１　いじめ問題に対する基本的な考え方

　いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域と連携し、積極的に取り組むことが必要である。

　いじめは全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

　また全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

　なお，保護者や地域住民がいじめ防止基本方針の内容を容易に確認することができるよう，本いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載する。

２　いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割

　〈構成員〉

　　　　校長　教頭　教務主任　生徒指導主事　教育相談　養護教諭　（学級担任）

いじめ対応アドバイザー　心の相談員　スクールカウンセラー

　〈役割〉

　　　　　「いじめ問題対策チーム」を常設し、組織的に対応する。平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取る。

３　いじめの未然防止

（１）語り合い、学びが深まる　授業づくり

○学習規律の確立の視点から

　　　くしっこスタイルを目に見える場所に常に掲示し、児童、教職員が意識することで

学習規律の定着を図る。くしっこスタイルとは

　　　１．学習の準備をする　２．あいさつや返事

３．チャイムでスタート　４．正しい姿勢

　　○確かな学力育成の視点から

　　　　　　　朝自習の時間をスキルアップタイムと位置付け、基礎基本の定着や活用力の向上

を図る。現在習っていることはもちろん、漢字や計算の力を確実に身につけていく

ようにする。そこで得た自信が授業での子どもたちの主体性に結びついてほしいと

考える。また、授業では明確なめあてを提示し、わかった、できたが実感できる授

業づくりに努める。また、情報モラル教育を学年の発達段階に応じて行い、ネット

トラブルなどの未然防止に努める。

　　○生徒指導の４つの視点から

　　・良い姿は褒め、好ましくない姿は正すようにする。

　　　　　・課題に対して自分の考えを持つ時間を確保したり、児童自身が自分の考えをみんなの前で発表したりする場を設ける。

　　　　　・全員が、授業に参加しているという気持ちがもてるように発問を工夫する。

　　　　　・教職員全体で児童の実態の把握に努める。

　　　　　・学級会で話し合い、問題解決能力、自治力の育成を図る。

・いじめ、不登校、学校生活の中での不安や悩みなどを解決し、児童が毎日の学校生活を安心して楽しく送ることができるようにする。

（２）児童会の取り組み

　・児童会目標を学校教育目標と関連させ、「友達のいいところを認め合い、伸ばし合えるくしっ子」を目指す。

・全校児童が仲良くなれるよう、くしっ子タイムを企画し、異学年交流を行う。

・人権集会として、児童会が主体となり、劇や呼びかけなどを行い、いじめや人権につ

いて考える機会を持つ。また、いじめを許さない学校づくりの啓発活動に取り組む。

全校で同じことを考えることで、「いじめは許されない」という意識を皆で共有できる

ことをねらう。一時の意識の高まりを一年間継続することを合わせて考える。

４　いじめ早期発見

（１）いじめを見逃さない学校づくり

・年間３回いじめアンケート調査を実施したり、ハートホットタイムを設けたりして、いじめの疑いがある事例については個別に話を聞くなど、いじめを許さない学校づくりに取り組む。

・毎月末に開く児童理解の会の中で、いじめや問題行動についての実態把握や共通理解を図り学校全体で組織的に対応する体制を構築する。

（２）学校や教職員の対応力の向上

・いじめ対応研修会をもち、いじめ対応アドバイザーを招いて、本校の実態について話し合う機会をもつ。また、いじめの対応力の向上やいじめ問題対策チームの活用方法について話を聞く。

（３）風通しのよい学校づくり

・教職員間での普段のコミュニケーションを大切にし、相談や連絡のしやすい雰囲気づ

くりに努める。また、管理職への報告・連絡・相談の徹底を図る。

５　いじめに対する措置

　・いじめに関する情報を把握した場合にはいじめ問題対策チームで協議する。児童がいじめを受けていると思われているときは速やかに概要を市教委に報告する。

・いじめが発生した場合は速やかに対応チームを招集し、情報の収集に努め、今後の対

応について具体的に話し合う機会をもつ。指導方針を共通理解した上で役割分担し対

応する。いじめられている児童を「絶対に守る」という認識で、安全の確保に努める。

内容によっては教育委員会や警察との連携協力を行う。心理面でのケアを大切にした

指導が大切であり、丁寧な対応を行う。加害者が特定できた場合は、個別に指導し、

いじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。丁寧に個

別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、今後の対応についても記録を残すなど

して再発防止に努める。

　・緊急対応　連携図

　　　　　　　　　　　　　いじめの情報認知

**全教職員**

・全教職員によ

る共通理解を

図る。

・今後の対応、

支援について

話し合う。

教育委員会

報告・相談

**いじめ問題対策チーム**

　　　　　　　　　　　指導・支援　　　　　　　　　　　連携

（保護者との連携）

・保護者と懇談する機会を設

　け事実関係を伝えるととも

　に対応や連携について話し

合う。いじめが解消されて

も継続的に連絡を取り合う。

（子どもへの指導・支援）

・いじめられた児童への支援

・いじめた児童への指導

・いじめを見ていた児童への指導・支援

　　　　　　　　　　　　

いじめ対応アドバイザーを始め関係機関との連携

支援・助言

６　年間計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 教職員の活動 | 児童の活動 |  | 教職員の活動 | 児童の活動 |
| 四月 | ・共通理解・児童理解の会・校内支援委員会 | ・学級開き、ルー　　ルづくり | 十月 | ・生徒指導研修会・校内支援委員会・児童理解の会・いじめアンケート分析・懇談 | ・運動会・６年自主プラン・持久走の会・いじめアンケート② |
| 五月 | ・生徒指導研修会・児童理解の会・いじめアンケート分析・懇談 | ・春の遠足（１～５年）・自然体験学習（６年）・いじめアンケート① | 十一月 | ・児童理解の会 |  |
| 六月 | ・児童理解の会 |  | 十二月 | ・児童理解の会 | ・人権集会・情報モラル教育・学校評価アンケート |
| 七月 | ・いじめ対応研修会・学校評価アンケート分析 | ・学校評価アンケート | 一月 | ・児童理解の会・学校評価アンケート分析・いじめ対応研修会 |  |
| 八月 | ・児童理解の会 | ・平和集会 | 二月 | ・いじめアンケート分析・懇談・今年度の取組の検証・生徒指導研修会・児童理解の会 | ・いじめアンケート③・６年生を送る会 |
| 九月 | ・生徒指導主事訪問・校内支援委員会・児童理解の会 | ・秋の体験学習（１～５年） | 三月 | ・児童理解の会・引継ぎ資料作成および引継ぎ | ・卒業式 |